

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 新たに生じた土地の確認(市町村振興課)
町及び字の区域の変更(〃)
青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)
保険医療機関等の指定(保険課)
土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)
土地改良事業の認可(〃)
土地改良事業の工事の完了(〃)
休猟区の設定の一部改正(森林保全課)
銃猟禁止区域の設定(〃)
銃猟禁止区域の設定の一部改正(〃)
銃猟禁止区域の設定の一部改正(〃)
- ◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公 安 規 則 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則(地域課)
- ◇ 公 告 平成十一年度林業改良指導員資格試験の合格者(林務課)
落札者の決定(工業振興課)
公募型指名競争入札の実施(管理課)
- ◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(二件)(経営流通課)

告 示

鳥取県告示第六百五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、米子市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年十月十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

新たに生じた土地の位置(平成十一年四月九日現在の地番による。)	新たに生じた土地の面積
米子市両三柳字平八道東三〇二八の一五及びこれと一体をなす 国有地の地先	八三八・四七平方メートル

鳥取県告示第六百五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、平成十一年十月十五日からその効力を生ずる。
平成十一年十月十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（平成十一年四月九日現在の地番による。）
両三柳字平八道	両三柳字平八道東の全域
東	両三柳字平八道東三〇二八の一五及びこれと一体をなす国有地の先の公有水面埋立地

鳥取県告示第六百五十八号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年十月十五日

農路直知事 片 山 謙 雄

指定番号	種 別	図 書		類 別	
		題 名 及 び 号 数	発行記号等	表された発行名	
6302	雑誌その他の刊行物	髪射！女子高生 白濁汁で髪のお手入れ♥ 6月号	なし	麻布書店	
6303	〃	ヘアベっぴん JUN. No. 163 6月号	雑誌 16487-6	英知出版	
6304	〃	Beppin-School NO. 95 1999 6月号	雑誌 07971-06	英知出版	
6305	〃	ペロソチヨタイム 聖水クラブ5月号増刊	雑誌コード 15574-05	株式会社 英和出版社	
6306	〃	Lip! 倶楽部「リップクラブ」 1999/MAY. 5 NO. 9	雑誌コード 09307-5	株式会社 英和出版社	
6307	〃	LEMON PRESS「レモンプレス」 MAY 1999. 5	雑誌コード 09665-5	株式会社 英和出版社	

6308	〃	アマチュアガール 6 1999 JUNE	雑誌コード 11583-6	株式会社 コアラガジン
6309	〃	ニヤン2 倶楽部 6月号 1999 JUNE	雑誌コード 17017-6	株式会社 コアラガジン
6310	〃	ファッション号 制服ストーリーマガジン 1999 7	雑誌 11435-07	サン出版
6311	〃	アクメジャラー Vol. 1 魔翔4月増刊	雑誌 18382-4	三和出版 株式会社
6312	〃	なまびぞろ VOL. 2 とびつきりNIGHT 6月号増刊	雑誌 16682-6	三和出版 株式会社
6313	〃	投稿LOVE SHOT! VOL. 2 フアンタージェンヌ6月号増刊	雑誌 17778-6	株式会社 晋遊舎
6314	〃	N Gユヌ・ジー 1999 10月号 VOL. 10	雑誌コード 11985-10	有限会社 セントラル出版
6315	〃	オレソチ通信 1999 7 NO. 211	雑誌 02189-7	株式会社 東京三世社
6316	〃	素人娘まるかじりナンパ塾 6月号	雑誌 04361-6	株式会社 日正堂
6317	〃	ティーンズ COLLECTION VOLUME 1 告白実話 5月号増刊	雑誌コード 03832-5	株式会社 日正堂
6318	〃	超天然素人娘 6月号 VOL. 55 NO. 050	雑誌コード 16217-6	雄出版 株式会社
6319	〃	天然少女むちゃ!! 6月号 VOL. 14	雑誌コード 08577-6	雄出版 株式会社
6320	〃	露出ジャラー 7月号 VOL. 15	雑誌 09743-7	株式会社 ラン出版
6321	録画テープ	女子高生レイナ 暴淫	VIO-02	ARUWS (アールズ)
6322	〃	THE 巨乳	SI-07	有限会社 ホッピービデオ
6323	〃	悪戯リセエンス 野村祐希	LW-07	株式会社 ロソリ-カル
6324	〃	目指せAV男優 第1回 「これぞ男の生きる道」	006	不明
6325	〃	若妻生肉悶え	なし	不明

鳥取県告示第六百五十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十月十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こばやし内科	鳥取市宮長九一	平成十一年十月一日
名和町国民健康保険直営診療所	西伯郡名和町大字御来屋四六七	〃
彦名クリニク	米子市彦名町二八五六―二	〃
脇田産婦人科医院	米子市中町一―二三	〃
医療法人育生会高島病院	米子市西町六	〃
医療法人同愛会博愛病院	米子市西三柳一八八〇	〃
相原医院	境港市麦垣町五五	〃
桑田医院	八頭郡智頭町大字智頭六三三	〃
太田医院	八頭郡河原町大字釜口一四一〇	〃
山田医院	八頭郡河原町大字佐貫七五六	〃
岸田医院	気高郡青谷町大字青谷四〇二七	〃
音田医院	東伯郡羽合町大字田後五九五	〃
斉藤医院	東伯郡羽合町大字下浅津二二五	〃
南條診療所	西伯郡名和町大字豊成六八四―二	〃
入澤医院	日野郡日南町矢戸四五四	〃
涌島歯科湖山医院	鳥取市湖山町北二丁目五六一	〃

武内歯科医院	東伯郡羽合町大字田後五七二	〃
小山歯科クリニク	西伯郡大山町末長二九〇―一	〃
山本歯科医院	鳥取市場的場三丁目一三	平成十一年十月四日
滝川医院	境港市日ノ出町九六	平成十一年十月十日
田村内科眼科	鳥取市末広温泉町二〇二	平成十一年十月十二日
谷本こどもクリニク	米子市榎原一八八―三	平成十一年十月十三日
河崎歯科医院	倉吉市福庭二丁目一三	平成十一年十月十四日
かどわき歯科クリニク	倉吉市上井三六四―五	〃
たかはし薬局	鳥取市湖山町北四丁目八〇七	平成十一年十月一日
うさぎ調剤薬局	米子市中町八三	〃
遠藤薬局	日野郡溝口町溝口六六八	〃
さしだ薬局	八頭郡郡家町大字宮谷二二―二	〃
(有)加藤調剤薬局一本木店	倉吉市山根六三七―五	平成十一年十月十四日

鳥取県告示第六百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、天野野土地改良区の定款の変更を平成十一年十月八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年十月十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第六百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（中山間地域総合整備事業明治地区区画整理）を平成十一年十月八日認可したので、同法第九十六条の二第七

項の規定により告示する。

平成十一年十月十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第六百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年十月十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
岸本町	経営基盤確立農業構造改善事業林ヶ原地区区画整理	平成十年九月二十五日

鳥取県告示第六百六十三号

平成九年十月鳥取県告示第六百七十八号（休猟区の設定について）の一部を次のように改正する。

平成十一年十月十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

表の広瀬休猟区の項を削り、同表の東伯休猟区の項を次のように改める。

東伯休猟区

東伯郡東伯町大字下大江地内の県道東伯野添線と町道平和岩本幹線との交点を起点とし、同所から同県道を南方及び南西に進み、県道倉吉赤碕中山線に至り、同県道を南西及び北西に進み、東伯町と赤碕町との境界に至り、同境界を北東に進み、帽子取農道と町道倉坂西峰線との交点に至り、同所から同町道を南方及び北東に進み、町道平和岩本幹線に至り、同町道を北東及び東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

平成九年十一月一日から平成十二年十月三十一日まで

二、二〇八ヘクタール

鳥取県告示第六百六十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十七条において準用する同令第二十六条の規定により告示する。

平成十一年十月十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	区 域	存続期間	面 積
<p>百谷銃猟 禁止区域</p>	<p>鳥取市百谷地内の県道福部鳥取線と市道百谷線との交点を起点とし、同所から同市道を西方に進み、百谷ダム管理道に至り、同管理道を西方に進み、鳥取市百谷字矢谷から国有林鳥取事業区旧城山国有林に通ずる山道（通称矢谷山道）に至り、同山道を西方に進み、国有林鳥取事業区旧城山国有林の石標二百四十八号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を北東、南西及び北西に進み、同国有林の石標三百二十五号に至り、同石標から鳥取市覚寺と同市百谷の境界を北東に進み、鳥取市と福部村との境界に至り、同境界を南東、北東及び南東に進み、県道福部鳥取線に至り、同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成十一年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで</p>	<p>一三二ヘクタール</p>
<p>東伯銃猟 禁止区域</p>	<p>県道東伯野添線と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線との交点を起点とし、同所から同鉄道を東方に進み、東伯町と大栄町との境界に至り、同境界を南方に進み、県道福永由良線に至り、同県道を南西に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南方及び南西に進み、県道法万大栄線に至り、同県道を西方に進み、県道東伯野添線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成十一年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで</p>	<p>九七七ヘクタール</p>
<p>大谷銃猟 禁止区域</p>	<p>倉吉市大谷地内の前田堤の湖面</p>	<p>平成十一年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで</p>	<p>〇・二ヘクタール</p>
<p>河岡銃猟 禁止区域</p>	<p>米子市河岡地内の市道尾高河岡線と市道盤川右岸堤線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、県道淀江岸本線に至り、同県道を南西に進み、市道五ツ分日下線に至り、同市道を北西に進み、県道米子丸山線に至り、同県道を北西に進み、市道盤川左岸堤線に至り、同市道を北西に進み、市道尾高福万線に至り、同市道を北西に進み、市道河岡四号線に至り、同市道を北西に進み、農道（通称片山道）に至り、同農道を北西及び南方に進み、野本川右岸の標識に至り、同標識と野本川左岸の標識とを結ぶ線を進み、市道野本川左岸堤線に至り、同市道を北西に進み、市道尾高河岡線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成十一年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで</p>	<p>一四八ヘクタール</p>
<p>緑水湖銃 猟禁止区 域</p>	<p>西伯郡西伯町大字下中谷地内の国道百八十号と県営賀祥ダム堤体との交点を起点とし、同所から同堤体を東に進み、町道緑水湖線に至り、同町道を南方及び北東に進み、林道ヒカラシ線に至り、同林道を南東、東方、南東及び北東に進み、林道上中谷線に至り、同林道を南東、北東及び南西に進み、遊歩道健康の径に至り、同遊歩道を西方に進み、西伯郡西伯町大字下中谷字小谷六六六と同大字字途中谷下山六九二の境界の東端点に至り、同所から上長田大橋東端に至る尾根筋を西方に進み、町道緑水湖線に至り、同町道を南東、西方、北西及び南方に進み、国道百八十号に至り、同国道を北西に進み、町道畜産団地線に至り、同町道を南西に進み、町道賀祥ダム線に至り、同町道を南</p>	<p>平成十二年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで</p>	<p>一一〇ヘクタール</p>

西に進み、町道驛牛線に至り、同町道を北東に進み、国道百八十号に至り、同国道を北方に進み、町道入蔵線に至り、同町道を西方に進み、林道アンジキ線に至り、同林道を東方及び北東に進み、林道ゴマンガヤマ線に至り、同林道を東方に進み、国道百八十号に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

鳥取県告示第六百六十五号

平成三年十月鳥取県告示第七百七十一号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正する。

平成十一年十月十五日

鳥取県知事 片 山 善 博

表の上福万銃猟禁止区域の項を次のように改める。

上福万銃 猟禁止区 域	米子市福万地内の県道金屋谷米子線と市道上福万日下原線との交点を起点とし、同所から同市道を南東及び北東に進み、市道上福万日下原線先に至り、同市道を東方に進み、財ヶ谷導水路に至り、同導水路を南東に進み、佐蛇川右岸の木製標柱に至り、同標柱と佐蛇川左岸の標柱とを結ぶ線の延長線上を南西に進み、県道金屋谷米子線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成三年十 一月一日か ら平成十三 年十月三十 一日まで	一三ハク タール
-------------------	---	--	-------------

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十一年十月十五日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

一 日時 平成十一年十月十七日（日）午前十時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 平成十一年度教育表彰について

2 その他

公安委員会告示

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十月十五日

鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳

鳥取県公安委員会規則第三号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表鳥取県鳥取警察署の湖山町交番の項中「湖山町」を削り、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取市国安警察官駐在所の項中「鳥取市国安警察官駐在所」を「鳥取市蔵田警察官駐在所」に、「鳥取市国安」を「鳥取市蔵田」に改め、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取市若葉台警察官駐在所の項中「若葉台南三丁目」の下に「若葉台南四丁目」を加え、「若葉台北四丁目」を「若葉台北一丁目、若葉台北二丁目、若葉台北三丁目、若葉台北四丁目、若葉台北五丁目」に改め、同表鳥取県倉吉警察署の西倉吉交番の項中「西福寺町」の下に「大谷茶屋」を加え、同表鳥取県米子警察署の米子市蚊屋警察官駐在所の項中「熊党」の下に「流通町」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

平成11年9月30日に実施した平成11年度林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

平成11年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

藤原 優 理 大 場 寛 文 堤 祐 治 石 川 修 司
山 根 健 二 永 峰 雅 史 増 田 直 子 浅 田 知 宏

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- (1) 調達件名及び数量 鳥取県産業技術センターの移転業務 一式
- (2) 契約方式 一般競争入札
- (3) 落札決定日 平成11年8月23日

<p>(4) 落札者の氏名及び住所 鳥取県産業技術センター移転業務共同企業体 鳥取市商栄町251-13 代表者 鳥取科学器械株式会社 株式会社島津製作所関西支社 因伯通運株式会社</p> <p>(5) 落札価格 48,814,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)</p> <p>(6) 入札公告日 平成11年7月13日</p> <p>(7) 入札方式 最低価格落札方式</p> <p>(8) 契約担当部署の名称及び所在地 鳥取県商工労働部工業振興課技術開発室 鳥取市東町一丁目220</p>	<p>支間長：69.4m + 80.0m + 69.4m 幅員：全体 W = 18.00m (内訳 車道 = 3.25m × 2、歩道 = 4.5m × 2) 平面線形：直線から一部クロソイド曲線 斜角90° 架設工法：トラッククレーン工法 (ベント工法)</p> <p>(5) 工期 平成11年12月から平成14年3月20日まで</p> <p>(6) 予定価格 1,134,974,400円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)</p> <p>2 技術資料等の提出ができる者 技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 共同企業体に関する条件</p> <p>ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工とする。</p> <p>イ 共同企業体は、2名による自主結成によるものとする。</p> <p>ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。</p> <p>エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。</p> <p>カ 共同企業体の構成員共通の資格</p> <p>ク 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>コ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業 (鋼構造物工事) の許可を受けていること。</p> <p>ク 平成10年7月鳥取県告示第492号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。</p> <p>エ 平成11年10月15日 (金) から同月25日 (月) までの間のいずれの日においても、</p>
<p>公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。</p> <p>平成11年10月15日 鳥取県知事 片山善博</p> <p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 主要地方道鳥取港線橋りょう整備工事 (千代橋上部工2工区)</p> <p>(2) 工事場所 鳥取市古市</p> <p>(3) 工事内容 本件工事は、主要地方道鳥取港線の橋りょう上部工 (L = 219.8m、W = 18.0m) を製作し、架設する工事である。</p> <p>(4) 工事の詳細 橋りょう上部工製作及び架設 設計荷重：B活荷重 上部工型式：3径間連続非合成鋼箱桁橋^桁 橋 長：L = 219.8m</p>	

鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。

ホ 平成11年4月1日(木)からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

カ 平成2年度以降に、工事が完成し引渡しが完了している連続鋼箱桁橋(道路橋に限る。)上部工事の桁製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

キ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成2年度以降に同種工事を施工監理した実績を有する者であること。

(イ) 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する土木施工管理(1級又は2級)の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

(ロ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。)の結果における鋼橋上部工事の総合評価点が1,150点以上であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における鋼橋上部工事の総合評価点が1,050点以上であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成11年10月15日(金)から同月25日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する共同企業体は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格もつて有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合し

た履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

報 告

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成11年10月29日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成11年10月15日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 肇 篤

○法第9条第3項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称
株式会社富士書店
代表取締役 花井 満
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
富士書店湖山店
鳥取市湖山町4-85
- 3 現在の閉店時刻及び休業日数
閉店時刻 午後10時
休業日数 年12日

- 4 繰下げ後の閉店時刻及び削減後の休業日数
繰下げ後の閉店時刻 午後11時
削減後の休業日数 年6日
- 5 閉店時刻の繰下げ及び休業日数の削減を行う年月日
平成12年2月1日

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成11年10月29日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成11年10月15日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 肇 篤

○法第9条第3項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称
ジャスコ株式会社
代表取締役 岡田元也
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取グリーンセンター
鳥取市若葉台北六丁目ほか
- 3 現在の閉店時刻
午後8時
- 4 繰下げ後の閉店時刻
午後10時
- 5 閉店時刻の繰下げを行う年月日
平成12年3月1日